

令和4年度文部科学省調達改善計画

令和4年3月31日
文部科学省
行政事業レビュー推進チーム

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）において作成することとされた調達改善計画を以下のとおり定める。

本調達改善計画は、文部科学省における調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の令和2年度における契約実績は、契約件数5,589件、契約金額1,203億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表4のとおり。

（注1）令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）表1、2の各項目の下段のかっこ内の数字は令和元年度の実績である。

（注4）表2の「公募による随意契約」欄には、タクシー利用契約など複数者との契約を前提としているものは除外している。

（注5）表3、4の「情報システム」欄には、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）による「情報システム」に該当するものを計上している。

（注6）表3、4の「公共工事」欄には、新営、改修、更新及び工事監理業務等を含む。

（注7）表3、4の「調査研究」欄には、①「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）、②「統計調査」（統計情報の収集整理等）、③「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「情報システム」、「公共工事に係る調査及び設計業務等」及び「競争的資金による研究」（資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究）以外のものを計上している。

（注8）表3の企画競争及び公募による随意契約のうち、要領において事業規模（総予算額）と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもののうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなものは、該当する件数・金額を別途（ ）で内数にて記載している。

表1 令和2年度文部科学省における調達契約の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	529 (495)	9% (8%)	138 (142)	11% (14%)
	企画競争による 随意契約	4,523 (5,335)	81% (83%)	482 (382)	40% (37%)
	公募による 随意契約	70 (76)	1% (1%)	27 (21)	2% (2%)
	不落・不調に よる随意契約	12 (19)	0% (0%)	3 (11)	0% (1%)
	小計	5,134 (5,925)	92% (92%)	651 (555)	54% (54%)
競争性のない随意契約		455 (488)	8% (8%)	552 (474)	46% (46%)
合計		5,589 (6,413)	100% (100%)	1,203 (1,029)	100% (100%)

令和2年度の契約件数5,589件(1,203億円)のうち、競争性のある契約については、件数では全体の約92%を占めており、前年度と同率であった。なお、金額ベースでも前年度と同率であった。

表2 令和2年度文部科学省における調達契約の応札状況 (単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額
競争契約	270 (259)	76 (74)	259 (236)	62 (68)	529 (495)	138 (142)
割合	51% (52%)	55% (52%)	49% (48%)	45% (48%)	100% (100%)	100% (100%)
企画競争による 随意契約	138 (135)	142 (80)	4,385 (5,200)	340 (302)	4,523 (5,335)	482 (382)
割合	3% (3%)	29% (21%)	97% (97%)	71% (79%)	100% (100%)	100% (100%)
公募による随 意契約	24 (26)	26 (19)	- (-)	- (-)	24 (26)	26 (19)
割合	100% (100%)	100% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)	100% (100%)

一者応札・応募の割合は全体の約8% (金額ベースで約20%) である。また、競争契約の一者応札の割合は約51% (金額ベースで約55%) と高く昨年度から改善されていない状況であることから、引き続き、公募情報の発信強化に取り組むことに加え、一者応札・応募となった要因の把握と分析により一層努めることにより、一者応札・応募の改善を図る取組を実施するものとする。

表3 令和2年度文部科学省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、 役務契約	482	9%	122	10%
電力	6	0%	0	0%
情報システム	102	2%	31	3%
調査研究	23	0%	8	1%
その他	351 (44)	6% (1%)	82 (1)	7% (0%)
教育、研究開発等の 委託契約	4,798	86%	645	54%
情報システム	1	0%	0	0%
調査研究	639 (459)	11% (8%)	96 (22)	8% (2%)
競争的資金による研究	93	2%	109	9%
その他	4,065 (3,657)	73% (65%)	439 (89)	37% (7%)
教科書購入契約	299	5%	432	36%
公共工事等	10	0%	4	0%
公共工事	9	0%	4	0%
公共工事に係る 調査及び設計業 務等	1	0%	0	0%
合 計	5,589	100%	1,203	100%

法律に基づく手続により契約の相手方、金額が特定される教科書購入契約を除き、契約金額が大きいため改善の効果が大きいと見込まれる、汎用的な物品購入、役務契約及び教育、研究開発等の委託契約を重点的に改善の取組を実施するものとする。

表4 令和2年度文部科学省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳 (単位：件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、 役務契約	164	61%	38	51%
電力	1	0%	0	0%
情報システム	61	23%	25	33%
調査研究	11	4%	6	8%
その他	91	34%	7	9%
教育、研究開発等の 委託契約	103	38%	37	49%
情報システム	1	0%	0	0%
調査研究	67	25%	14	19%
競争的資金による 研究	1	0%	1	1%
その他	34	13%	22	28%
公共工事等	3	1%	1	1%
公共工事	3	1%	1	1%
公共工事に係る 調査及び設計業 務等	-	- %	-	- %
合 計	270	100%	76	100%

全調達件数と比して競争契約における一者応札の件数は5%程度であるが、表3と同様、改善の効果が大きいと見込まれる、汎用的な物品購入、役務契約及び教育、研究開発等の委託契約を重点的に一者応札改善の取組を実施するものとする。

3. 取組内容

令和4年度の調達改善に関する取組内容は別紙1及び別紙2のとおりである。

4. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「チーム」という。）が本計画を決定し、取組の総括を行う。

また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が行う。

○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

統括責任者	大臣官房長
統括責任者(代理)	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
〃	大臣官房総務課長
〃	大臣官房国際課長
〃	大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
〃	総合教育政策局政策課長
〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
〃	高等教育局高等教育企画課長
〃	科学技術・学術政策局政策課長
〃	研究振興局振興企画課長
〃	研究開発局開発企画課長
〃	スポーツ庁政策課長
〃	文化庁政策課長
〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
〃	科学技術・学術政策研究所総務研究官

○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁政策課課長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

(2) 外部有識者の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会（弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名）が原則として年一回、物品・役務等契約監視委員会（弁護士1名、公認会計士1名、大学教授等3名）（本計画において「契約監視委員会等」という。）が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。

また、本計画の策定、及び5. に規定する自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。

(3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等の取組については、内部監査組織において事前検証を実施する。

また、省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証を実施し、その検証結果を会計監査報告書として取りまとめフィードバックするとともに、適宜フォローアップ調査を行うこと等により、指導・改善の徹底、並びに情報の共有化を図る。

なお、会計監査報告書の内容については、調達手続を含むその他のマニュアルとともに、省内掲示板に常時掲載することで、調達知識や能力の向上に資するものとする。

5. 進捗把握及び自己評価の実施

(1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に（2）に定めるところにより行う。

(2) 自己評価の方法

- ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。
- ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。
- ③ チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。

(3) 自己評価結果の公表

本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

6. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。

また、調達専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修を実施するとともに、外部有識者等の知見を活用した研修等を実施し、調達に関する知識や能力の一層の向上に取り組むものとする。

なお、契約事務に関するマニュアル、チェックリスト等の更なる充実に取り組むことで、調達改善の取組の情報やノウハウ等を蓄積し、共有化を図ることで、職員の調達知識や能力の向上に資するものとする。

7. その他

(1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。

(3) その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
○	○	競争環境の整備	<p>【一者応札・応募の改善に向けた審査・管理の強化】</p> <p>① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業について「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性を向上させる取組を実施する。</p> <p>② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用する。</p> <p>③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検証する。</p> <p>④ 上記③のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表する。</p> <p>⑤ 契約監視委員会等による個別審査の対象となった一者応札、応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する。</p>	令和2年度の競争契約及び企画競争による随意契約の契約件数5,052件のうち8%(件数ベース)が一者応札・応募の契約であるが、事前事後の改善取組や外部有識者による事前事後の検証などにより、当該割合は改善可能と考えられるため。	A	-	前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に契約監視委員会等の事後検証対象とすることにより、競争性の向上に努める。	令和5年3月まで
			<p>【調達情報の提供・開示】</p> <p>① 新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。</p> <p>② 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表する。</p> <p>③ メールマガジンの活用による文部科学省での企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図る。</p> <p>④ 契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。</p>	調達予定情報や契約情報の公表や様々なコンテンツにより調達情報を発信することで、契約の公平性、透明性、競争性の向上に効果的であると考えられるため。	B	-	調達予定情報や契約情報を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	令和5年3月まで

令和4年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
			<p>【随意契約事前確認公募の実施】</p> <p>①複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認する。</p> <p>②上記①により随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間中以外でも新規参入希望者の発掘が可能となるよう、ホームページでの恒常的な公表を行う。</p> <p>③価格交渉実施要領に基づき、上記①により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件について、契約事務担当者が、仕様書を作成した段階でそれを契約予定者に提示した後、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直せる余地が無いかを確認する取組等(価格交渉)によって、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう、調達コスト削減に努める。なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行う。</p>	複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達のうち、特殊な技術や設備等が不可欠な調達については随意契約へ移行し、契約予定者の提示する価格に見直せる余地がないかを確認することで、一者応札・応募の改善や経済性の向上に効果的であると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募への移行が適切と認められる調達案件について、随意契約事前確認公募を実施する。上記手続きにより随意契約事前確認公募を実施した案件について、ホームページでの恒常的な公表を行う。随意契約事前確認公募に移行した調達案件や、調達先が特定されている調達案件のうち価格交渉の余地があると考えられるものについて価格交渉を実施し、事例について省内内部部局及び外局等に情報共有に努める。	令和5年3月まで
○		企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行う。	企画競争は価格による競争の要素が含まれない随意契約であり、総合評価落札方式においても、価格以外の要素を価格と併せて評価することから、その審査には透明性等が求められると考えられるため。	A	H28	「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等について、契約を取り巻く状況に合わせ必要に応じて見直しを行う。	令和5年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書や請書等の徴取に努めるとともに、電子調達システムによる電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者に周知する。また、環境が整った部局から可能な限り電子調達システムを活用した入札を行うこととし、前年度の電子入札・契約率を上回るように務める。		A	R4	電子調達システムによる電子入札などにより、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を図る。あわせて、前年度の電子入札・契約率を上回るように務める。(参考:令和2年度の電子入札率約70%、電子契約率約0.3%)	令和5年3月まで

令和4年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
	○	電力調達、ガス調達の改善	電力の調達、ガスの調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。電力の調達については、省エネの観点から再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施する。		A	H28	一般競争入札により契約を行うことが可能なものがあつた場合には、一般競争入札を実施する。電力調達では入札にあつて再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施する。	令和5年3月まで

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>競争性のない随意契約を行う案件の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。 ・検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。 	継続
<p>競争性のない随意契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。 	継続
<p>インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。 ・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない) ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。 	継続
<p>会計事務手続の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング等による業務の見直しなどにより、会計事務手続の効率化を図る。 	継続
<p>プロジェクトマネージャー等の助言の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてプロジェクトマネージャー等の助言等の活用に努める。 	継続
<p>省内の有益情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算データ等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。 	継続